

第 2 2 号議案

加東市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

加東市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市個人情報保護条例の一部を改正する条例

加東市個人情報保護条例(平成 1 8 年加東市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 2 号議案 要旨

加東市個人情報保護条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 3 7 号)が公布され、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

独立行政法人等の定義規定において引用する法律名を改めること。（第 3 条関係）

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから取得することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 他の実施機関又は国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から提供を受けているとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから取得することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 他の実施機関又は国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項 _____に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から提供を受けているとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>